

岐阜県公報

目 次

規 則

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(税 務 課) 七七ページ

公 示

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

(交通規制課) 七七

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知

(治 山 課) 七八

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知

(同 道 路 維 持 課) 七九

道路の供用開始

(下 水 道 課) 八〇

都市計画下水道事業の変更認可(公共下水道)

(労働委員会) 八〇

公 示

あつせん員候補者の氏名、職業等

(労働委員会) 八〇

規 則

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八号

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例施行規則(平成二十七年岐阜県規則第五百号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「令和三年三月十五日」を「令和三年四月十五日」に改める。

別記様式中「四」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年二月二十四日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正 子

岐阜県公安委員会規則第一号

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県道路交通法施行規則（昭和三十五年岐阜県公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三「一般国道四十一号の項中「高山市上岡本町一丁目四三番一」を「下呂市小川字大淵二二九七番八」に改め、同表郡上市道の項中

郡上市大和町河辺字土ノ上五二六番地先から
同 市同 町同 字中島一〇四九番一地先まで

を

郡上市大和町河辺字土ノ上五二六番地先から
同 市同 町同 字中島一〇四九番一地先まで

に

郡上市大和町剣字櫃割一九五三番一地先から
同 市白鳥町中津屋字加賀太郎七七七番一地先まで

改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市上矢作町字室沢一六三の一・一六三の二・一六四・一六五の四（以上四筆に

ついて次の図に示す部分に限る。）、一六五の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字室沢一六三の一・一六五の一・一六五の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一六四

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市八幡町小那比字森前三三七四の一、二三七四の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
 - 郡上市美並町白山字山際一―二二の一（次の図に示す部分に限る。）、一―二七、一―二二の一、一―二二の二、一―二三の二、一―二六の四、一―三三の二
 - 二 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和三年二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 加茂郡白川町下佐見字小峠二七七〇
- 二 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年二月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域又は 決定又は 変更又は 示年月日 ほか)
一般 国道	二百五十 六号	中津川市下野字東洞一〇七二 番三地从先から 同 市 同 字 東 本 郷 一 一 四 〇 番 一 地 先 まで	五・五	令和 三・二・二四	平成 二六・〇・一五

岐阜県告示第七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により岐阜都市計画
下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条
第一項の規定により次のとおり告示する。

令和三年二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称
北方町
- 二 都市計画事業の種類及び名称
岐阜都市計画下水道事業 北方町公共下水道
- 三 事業施行期間
平成三年十二月九日から
令和七年三月三十一日まで
- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

公 示

あっせん員候補者の氏名、職業等
労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定
により、あっせん員候補者の氏名、職業等を次のとおり公示する。

令和三年二月二十四日

岐阜県労働委員会

会長 秋 保 賢 一

氏 名	現 職 等	委 嘱 年 月 日
秋 保 賢 一	弁護士 岐阜県労働委員会委員	令和 元・二二・二四
平 野 博 史	弁護士 岐阜県労働委員会委員	同
浅 井 直 美	弁護士 岐阜県労働委員会委員	同
三 井 栄	東海国立大学機構岐阜大学地域科学部 教授 岐阜県労働委員会委員	同
大 野 正 博	朝日大学法学部教授 岐阜県労働委員 会委員	同
高 田 勝 之	日本労働組合総連合会岐阜県連合会会 長 岐阜県労働委員会委員	同
栗 本 理 花	日本労働組合総連合会岐阜県連合会副 事務局長 岐阜県労働委員会委員	同
北 島 あ づ さ	岐阜一般労働組合執行委員長 岐阜県 労働委員会委員	同
内 藤 浩	川崎重工労働組合岐阜支部執行委員長 岐阜県労働委員会委員	同
鈴 木 慎	U A セ ン セ ン 岐 阜 県 支 部 長 岐 阜 県 労 働委員会委員	同
安 藤 正 弘	一般社団法人岐阜県経営者協会専務理 事 岐阜県労働委員会委員	同

安田 圭一郎	桐山 敏通	一柳 正義	河上 智子	村瀬 尚子	柳原 幸一
岐阜県労働委員会事務局審査調整課長	岐阜県労働委員会事務局長	セイノーホールディングス株式会社顧問 岐阜県労働委員会委員	河上薬品商事株式会社専務取締役 岐阜県労働委員会委員	株式会社ソフィア総合研究所代表取締役社長 岐阜県労働委員会委員	株式会社鷓鴣代表取締役会長 岐阜県労働委員会委員
同	平成三〇・四・一〇	同	同	同	同

令和三年二月二十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社